

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第15号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	<p>【関係法令】 建築基準法（昭和25年法律第201号）</p> <p>【趣旨】 建築基準法の一部改正に伴い、認定及び許可手数料を新たに定める必要が生じたことから、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難路となる道路沿いの空間を広く確保するために、道路境界線から特定行政庁が指定した壁面線まで後退した建築物に対する建蔽率の緩和制度による許可（建築基準法第53条第5項関係） 2 現行法に適合しない既存建築物の用途を変更する際に、一度に改修しなければならなかった部分を段階的に改修できる緩和制度による認定（建築基準法第87条の2第1項、第2項関係） 3 既存建築物の用途を一時的に他の用途として使用する際の制限の緩和制度による許可（建築基準法第87条の3第5項、第6項関係） 4 その他引用法令の条ずれ等に伴う規定の整備 <p>【施行期日】 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第2条の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>